

大雪のピークは過ぎましたが
2月末までは、まだまだ真冬の
天気は続きます。油断は大敵。

確定申告 貴重な時間 資料の準備をお忘れなく

○申告相談 始まりました

2月に入り、各支部の申告相談班会が始まりました。まだ数日ですが、あらかじめ準備資料と確認事項を挙げたいと思います。

○準備するもの

- ・生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ・国民健康保険料・国民年金保険料控除証明書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※対象者のみ、借り入れている機関から届いていないはず。紛失した場合、大至急再発行依頼をしてください。

・医療費のおしらせ(1～10月分または11月分までの証明、協会けんぽなどの保険者から各個人の自宅へ1月までに届いています)

※おしらせ以降12月末までに払った医療費の分はシート・領収書で確認し医療費控除の申請紙に記入する必要があります。

・税務署からの封筒(申告書用紙・案内冊子等、1月末には届いているはず)

※昨年の申告書を、国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」からパソコン等で入力し紙に印刷して提出した方は通知ハガキのみ届いていると思います。

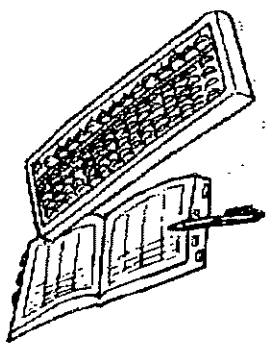
○作成・確認しておくもの

- ・仕入・経費費目別(青色申告の方は月別に)
- ・中間納付した令和4年分所得税・消費税の金額

○相談時の参考書類として必要なもの

- ・ 昨年の書類(申告書控え、自主計算ノート等)
- ※ 昨年の書類があると、仕入れ・経費・控除の項目や金額の比較ができ、ありがちな見落としや計算間違い、また生命保険料控除などの抜けに気づきやすくなります。

毎年、せっかく忙しい仕事をやりくりし、時間を約束して来所しても、生命保険料控除証明ハガキや年金保険料払い込み額などの資料や数字が足りず1回の来所で終わらない会員が目立ちます。今一度必要資料を事前に確認してください。わからなければ事務局にお尋ねください。



○長岡民商共済会より

共済会加入者がコロナ陽性になった場合の入院見舞金の対象日数と必要な手続きについて、12月1日以降に陽性が判明し、自宅療養した人から変更されています。請求書の他に次の書類が必要です。

・自宅療養期間が7日間の人

MYHERYSYS、陽性者登録センター、フォロアップセンター等に登録した上、その際の登録画面またはメール画面などのコピー提出が必要です。

・自宅療養期間が8日以上の人

前項の画面コピーの他に、期間が7日を超えた理由を明記した「役員確認書(民商共済会の書式)の提出も必要です。用紙は事務所にあります。

・病院に入院した人

従来通り、他の病气・けがでの入院の場合と同様に病院の請求書又は領収書(30日を超える場合は診断書)が入院証明書もで請求可です。
ご不明な点は民商事務局までお問い合わせください。

○労働保険事務組合より

長岡民商で労働保険を事務委託されているみなさまへ
・ 一般の労働保険の方については、1月31日(日)令和4年度3期分労働保険料を口座引落させていただけましたので、今週3期分についての「労働保険料等領収書」ハガキをお送りします。また、引落できなかった方については手紙を別途送付しますので早急に振込等をお願いします。

・ 建設業ひとり親方組合に入られている方については、1月末に3期分の振込依頼文書を郵送しておりますので、期日までに振込をお願いします。

※会員のみなさまにお願い

・ 申告相談会等の予定が多く入っています。申告相談の「ついでに」支援金や調査回答など他の相談はできかねます。事務所来所の際は必ず事前の連絡・時間の約束をお願いします。

・ また申告相談の時間予約の電話について、水曜午後と木曜は商工新聞配達や集金の関係で事務所不在となる事が多い為電話に回答しない場合があります。申し訳ありませんが時間を改めておかけ直してください。お願いします。

